

## 信州大学 研究補助者制度 Q & A



(利用資格について)

Q-1. 男性研究者も申請できますか？

A-1. 利用資格を満たせば、性別を問わず申請できます。

Q-2. 「研究者」にはどのような職種が含まれますか？

A-2. 研究者には、常勤の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）および非常勤の研究員の他、自ら研究を行う医療技術職員、看護職員、教育研究系技術職員が含まれます。

ただし医療技術職員、看護職員、教育研究系技術職員の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこととし、所属部署の上長（診療科長、部長、技師長、副病院長（看護担当）、統括技術長等）による証明（申請書欄⑬）を必須とします。

- ・研究者番号を有する方。
- ・科学研究費補助金（奨励研究含む）の申請資格を有する方。

Q-3. 配偶者がフルタイム勤務でないと申請できませんか？

A-3. 令和5年度より配偶者の勤務要件が変更されました。

（1）妊娠中の場合は配偶者の就労状況は問いません。

（2）、（3）の場合は、配偶者が1週あたり20時間以上就労（就学）している場合は申請いただけます。就労証明書（就学状況申告書）を添付してください。就労証明書（または就学状況申告書）は申請ごとにご提出ください。配偶者の就労（就学）時間が審査に影響するため、ご協力をお願いいたします。配偶者も信州大学に勤務している場合は提出不要ですが、その場合は男女共同参画推進センターより人事課に就労状況の確認をいたしますので、ご了承ください。

●就労証明書は以下に当てはまる場合は、雇用主の押印がないものでも受付可能とします。

雇用主からメール送付された場合・・・送付時のメール画面を添付すること。  
雇用主から郵送された場合・・・送付票や差出人が確認できる封筒を添付すること。  
雇用主からFax送付された場合・・・Fax送信票の添付または送信元の電話番号の印字があり、それが雇用主の電話番号であることが確認できること。

Q-4. 要介護の認定は受けていませんが、家族の健康状態が悪く、看病する必要があります。そのような場合も申請できますか？

A-4. 申請書の利用資格「その他」として申請いただけます。研究と両立できない状況を申請書に詳細に記載してください。また、医師の診断書等、客観的に判断できる資料を提出してください。

※対象家族は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で定める 対象家族 と同範囲とします。

対象家族とは、以下のとおり

◎配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

◎父母

◎子

◎配偶者の父母

◎祖父母、兄弟姉妹及び孫

Q-5. 現在、育児短時間制度（介護短時間制度）を利用していますが、その場合は申請できますか？

A-5. 申請できます。短時間制度を利用している時間については勤務しているとみなし、1週間の所定勤務時間が38時間45分以上の方は、利用資格を満たします。なお配偶者が短時間勤務をしている場合は、週20時間以上の勤務で利用資格を満たします。

Q-6. 障がいのある子（小学校4年生以上）を養育しています。申請できますか？

A-6. 令和5年度より、健全育成上の世話を必要とする場合は6年生まで利用可能になりました。障害者手帳の写しを添付し利用資格（2）で申請してください。

Q-7. 現在、妊娠しています。妊娠中でも利用できますか？

A-7. 産前休暇取得前の妊娠中に利用することは可能です。ただし、この制度は研究を支援することを目的としているため、研究を行っていない期間（産前産後休暇、育児休業、介護休業等を取得している期間）は利用できませんので、産前休暇を取得する前に、男女共同参画推進センターまで連絡してください。

Q-8. 夫婦ともに信州大学で研究者として勤務しているのですが、夫婦同時に申請することはできますか？

A-8. 利用資格を満たしていれば、申請できます。ただし、本制度は多くの方にご利用いただけるよう、利用時間は期間中一人180時間を上限に、一家族につき240時間までとしております。

（利用期間について）

Q-9. 育児休業を取得する予定ですが、その間も利用できますか？

A-9. 本人および配偶者が産前産後休暇、育児休業、介護休業等取得の間は、本制度は利用できません。利用決定後に上記の休業等取得の際には、男女共同参画推進センターまで連絡してください。

（研究補助者について）

Q-10. 研究補助者は男子学生も雇用できますか？

A-10. 性別を問わず、雇用できますが、本学では、男女共同参画を推進しておりますので、研

研究補助者についても女性の採用拡大にご配慮ください。本制度は研究者を支援する目的と、同時に研究補助者自身のキャリアパスに寄与することを目的としています。将来のキャリアパスにご配慮ください。研究スキルの習得はもちろんのこと、申請者自身がロールモデルになり得ます。

Q-11. 複数の研究補助者を雇用することはできますか？

A-11. 申請者の雇用する各研究補助者の勤務時間の合計が、利用決定時間（期間中最大 180 時間）内であれば、複数の研究補助者を雇用することができます。追加の際は申請書の「⑭ 研究補助者に関する情報」をご提出ください。

Q-12. 予定していた時間数を利用することができませんでした。次期への繰越しはできますか？

A-12. アルバイト雇用の場合、上期（4-9 月）分は、利用決定時間内であれば、下期（10-3 月）に繰越すことが可能です。ただし年度をまたぐ繰越し（下期分を翌年度の上期に繰越すこと）はできませんので、ご注意ください。非常勤職員（技能補佐員）として雇用している場合は繰越し禁止とし、締結した雇用契約を厳守するようお願いします。

Q-13. 土日や夜 10 時以降研究補助者に勤務してもらうことはできますか？

A-13. 原則認めておりません。

Q-14. 研究補助者に交通費は支給されますか。

A-14. 研究補助者には交通費は支給されません。ただし、研究補助者を技能補佐員として雇用する場合は、利用決定金額の範囲内で通勤手当も支給するよう、利用時間数を減らして調整してください。

Q-15. 研究補助者に依頼できる業務はどのようなものですか？

A-15. 申請者の研究内容に応じて業務は異なりますが、実験補助、データ入力、文献の収集等が想定されます。研究補助以外の業務（雑務や申請者以外の研究者の研究補助）は対象外です。

業務内容の例

- ◎報告書作成補助 ◎データ入力・整理 ◎英語論文の文献要約や文献抄読
- ◎論文の執筆・校正・再校段階における誤字脱字等のチェック
- ◎細胞培地の交換 ◎サンプルの収集

（申請時期について）

Q-16. 定期申請（7 月、2 月頃）の時期ではないのですが、申請はできますか？

A-16. 特別な理由が認められる場合に限り、随時申請を受け付けます。定期申請に間に合わなかった理由、申請がこの時期となった理由を申請書に記載してください。随時申請に該

当しない場合、次回定期申請募集時に申請してください。

特別な理由が認められる場合は以下のとおりです。

◎急遽介護の必要が生じた場合

◎定期申請募集締切後に妊娠がわかった場合

◎定期申請募集締切後に採用となった場合 等

ただし予算の上限に達した場合は、その時点で不受理とします。

（成果報告について）

Q-17. 研究補助者制度を利用した場合、利用実績報告書の提出以外に、成果報告の義務はありますか？

A-17. 利用期間終了後、研究成果等について発表を依頼することがあります。また、男女共同参画推進センターの各種活動に協力していただくよう求めています。

（選考の観点について）

Q-18. どのような点に着目して選考を行っていますか？

A-18. ご提出いただいた申請書や各種証明書等をもとに、以下の点に着目し選考しています。

- ・ 育児・介護等に起因する研究支援の必要性・緊急性
- ・ 本制度の利用回数
- ・ 他の資金による代替の可能性
- ・ 若手の研究者を優先する
- ・ 配偶者または支援者の有無（同居・別居等）
- ・ 養育する子の人数
- ・ 要介護の親族の介護の状況やその程度

なお当該制度の年間予算に基づき、採択者数及び採択者の状況等を考慮して利用時間を決定しますので、申請内容を満たせない場合があります。あらかじめご了承ください。予算を超える場合の判断基準は「【別紙】判断基準」をご覧ください。

研究補助者制度に関する疑問や質問がありましたら、以下のメールアドレスまでお送りください。

お問合せ先：男女共同参画推進センター 担当：若林

TEL : 0263-37-3150 内線 811-2140

E-Mail : [sufre☆shinshu-u.ac.jp](mailto:sufre☆shinshu-u.ac.jp)（送信時に☆を@に変換してください。）